

日本における所得再分配の都市と地方における比較

宮 崎 毅

本研究の目的は、地域間における所得格差の要因として、所得税における所得再分配効果の影響を明らかにする点である。特に、日本の都市部と地方部において不平等や所得再分配が1984年から2009年にかけてどのように変化したのかを明らかにする。分析の結果、次のことが明らかとなった。第1に、課税前所得、課税後所得共に、地方部よりも都市部において大きな不平等が存在することが分かった。しかし近年、地方部における不平等の拡大により、格差は縮小傾向にある。また、第2に、所得税の再分配効果は地方部よりも都市部において大きいことが明らかとなった。一方、セクター間要因の影響はほとんどないことが明らかとなった。第3に、都市部においては84年から2009年にかけて所得税の再分配効果は減少していることが示された。一方、地方部においても再分配効果は減少傾向にあるが、断定できる結果は得られなかった。

JEL Classification Codes: H20, R10

1. はじめに

近年、経済のグローバル化や金融取引の国際化によって所得不平等、所得格差が拡大しているということが指摘されている。図1は1980年代初頭から2000年代までの可処分所得のジニ係数を先進国を対象に計測したものである。図から分かるように、全体的に80年代から2000年代後半にかけて所得格差は拡大しており、特に、2000年以降は、英国を除きほとんどの国で所得格差は拡大している。このように、所得格差の拡大は多くの先進国で確認されるが、所得格差の拡大は地域によって異なるのだろうか。

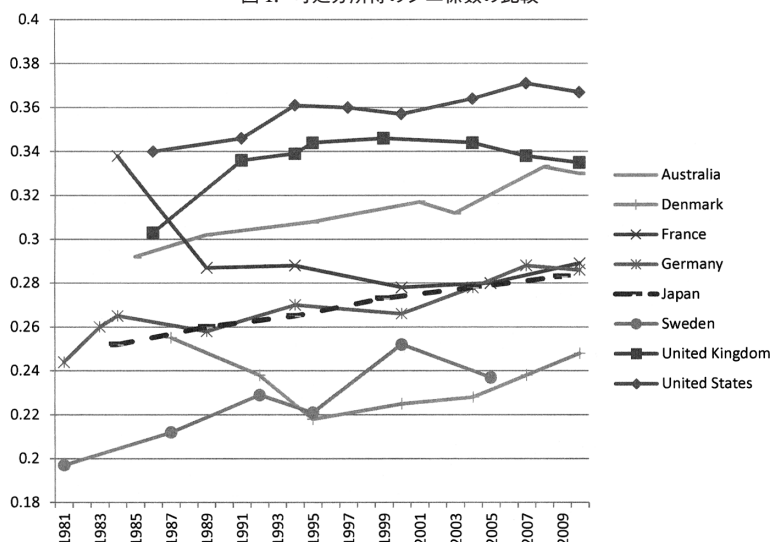
図2は主要国における地域間格差を1995年と2014年で比較したものである。メキシコ、イタリア、ニュージーランド、ハンガリー、フィンランド、ドイツなど、2014年にかけて大きく地域間の格差が縮小している国々もあるが、一方でオーストリア、スペイン、カナダ、アメリカ、イギリスなど、2014年にかけて地域間の所得格差が拡大している国々もある。このように、近年の地域間格差に関する傾向は一定ではないが、多くの国々では地域間の格差が存在していることが示されている。

ところで、所得税の役割の一つは所得再分配である。例えば、Miyazaki and Kitamura(2016)で示されているように、所得税率には累進構造による所得

再分配効果があるが、そのほかにも控除にも所得再分配効果があることが知られている。よく知られているように、1980年代後半からアメリカや日本をはじめ先進諸国では、経済活性化を目的の一つとして所得税率の引き下げとブラケットの拡大が実施されてきた。そのため、近年では所得税の所得再分配効果が小さくなっていることが指摘されている。こうした所得税制度の変更による所得再分配効果の変化は、当然地域間の所得不平等にも影響を与えるであろう。本研究では、都市部と地方部における所得税の所得再分配効果がどのような特徴を持っているのかを分析する。

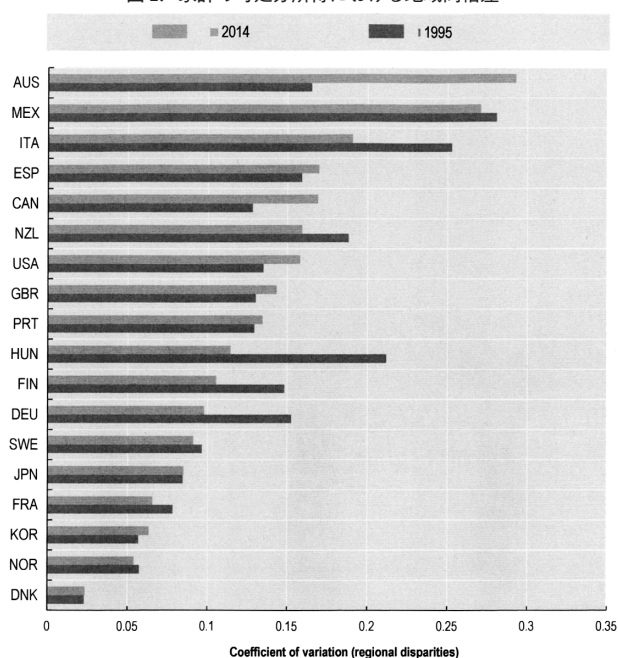
こうした都市部と地方部における所得分布の格差に関する実証研究は、中国を中心に多く蓄積されている。中国では、もともと個人間の所得格差が大きく、しかも拡大傾向にあることが知られているが、特に近年経済格差の高まりとともに、地方部と都市部で所得格差が拡大していることが指摘されている。(例えば Yang, 1999). Jian *et al.*(1996)によると、文化大革命の期間(1965~1978)に地域間格差は拡大したが、1978年の市場開放改革とともに、格差は急速に縮小することとなった。その後、1990年には、海岸部地域において格差は縮小していたが、内陸部よりも早い海岸部における成長により、地域間格差は再び拡大傾向にあることが示されている。他にも多くの研究で、近年中国では都市部と地方部の

図 1. 可処分所得のジニ係数の比較



注) 日本のデータは『全国消費実態調査』から計算された。その他の国については Luxembourg Income Study Database で計算された値である。所得は等価所得。

図 2. 家計の可処分所得における地域間格差



出所) OECD(2015), OECD Regional Statistics(database).

所得格差は拡大していることが明らかになっている (Chen and Fleisher, 1996; Chen and Li, 2006; Gustafsson and Shi, 2002; Jian *et al.*, 1996; Lu, 2002; Pedroni and Yao, 2006; Yang, 1999; Yang and Zhou, 1999). また、他にもブラジルやアフリカ諸国を対象として、都市部と地方部における所得格差に関する研究が行われている (Azzoni, 2001; Sahn and

Stifel, 2004). 日本においても、長期的に所得格差が拡大していることが確認されている (溝口・寺崎, 1995; 橋本, 2006; 南, 1996). だが、日本では都市部と地方部における所得格差の相違に関する研究はほとんど蓄積されていない。本研究の目的は、地域間における所得格差の要因として、所得税における所得再分配効果の影響を明らかにする点である。

所得税の再分配効果に関する研究は、OECD を中心に多く蓄積されている。これらの研究では個人あるいは世帯レベルのミクロデータを用い、所得再分配効果を税率効果や控除効果等に分解し、推計することが多い。Kristjánsson(2013)はアイスランド、Onrubia *et al.*(2014)はスペイン、Verbist and Figari (2014)は15のEU諸国、Wagstaff *et al.*(1999)は15のOECD諸国、Miyazaki and Kitamura(2016)は日本を対象として所得再分配の効果の実証分析を行っている。

本研究の目的は2つある。第1に、1984年から2009年にかけて日本の都市部と地方部で不平等がどのように変化したのかを明らかにする。地域間不平等の分析には、空間分解アプローチを用いる。また、『全国消費実態調査(全消)』の世帯別個票データを分析に用いて、各地域における所得格差を計測する。第2に、都市部と地方部における所得税の再分配効果を明らかにすることである。都市部と地方部において再分配効果に相違があるのか、また所得税が都市部と地方部における所得格差に影響を及ぼしているのかを明らかにする。これまで日本を含め海外の研究でも、地域という視点から再分配効果を分析した研究は行われていない。

分析の結果、次のことが明らかとなった。第1に、課税前所得、課税後所得共に、地方部よりも都市部において大きな不平等が存在することが分かった。しかし近年、地方部における不平等の拡大により、格差は縮小傾向にある。第2に、所得税の再分配効果は地方部よりも都市部において大きいことが明らかとなった。一方、セクター間要因の影響はほとんどないことが明らかとなった。第3に、都市部においては84年から2009年にかけて所得税の再分配効果は減少していることが示された。一方、地方部においても再分配効果は減少傾向にあるが、断定できる結果は得られなかった。

このように、地方部よりも都市部において再分配効果が大きいことが明らかとなったが、その理由として、第1に都市部の方が地方部よりも所得格差が大きいこと、第2に地方部では課税前所得の水準が低いことが挙げられる。近年、エビデンスに基づいた政策形成の重要性が盛んに言われているが、所得税改革の影響においても都市部と地方部において、その影響が異なることが示されており、そうした点も考慮に入れて税制改革等を実施していくことが重要であろう。

本研究の構成は以下のとおりである。第2節は所得税改革の紹介で、第3節は分析手法の説明である。第4節は記述統計量であり、第5節では分析結果を示す。第6節は結論である。

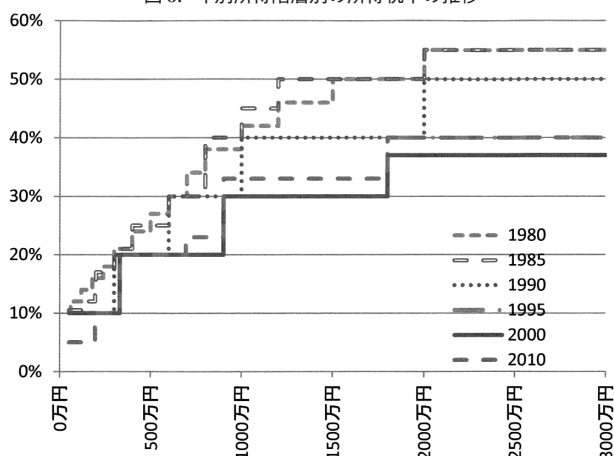
2. 制度的背景：日本の所得税改革

本研究が対象としている80年代前半から2000年代後半までの日本の所得税改革の状況について概観する。日本では1983年まで所得税、住民税を合わせた最高税率は93%と非常に高く、経済への悪影響が指摘されていた。そこで、87年と89年の抜本的税制改革により、所得税、住民税の最高税率は65%まで引き下げられた。また、89年の税制改革では、12段階あった累進税率を5段階まで縮小するなど、ブラケット数の減少も行っている。また、消費税創設に伴い、人的控除が大きく引き上げられた。給与所得控除の拡大、公的年金控除の創設、また各種人的控除の拡大など、幅広く控除を拡大した。そのため、課税最低限が大きく引き上げられることとなった。図3は、1980年から2010年までの5年毎の所得階層別の所得税率を示したものである。この図から分かるように、1990年にはそれまでと比べて所得税率の階層が大幅に少なくなっている。

一方90年代には、主に所得控除の拡大や、定率・定額減税などの特別減税による所得税減税が実施された。所得税税率については、高所得者に対する減税によって、累進度の緩和が実施された(図3の1995年、2000年を参照)。また、景気対策として1994年に所得税、住民税の税額から20%を控除する定率減税が行われ、1997年には一度特別減税が廃止されたものの、景気悪化により、98年から2006年まで特別減税が実施されることとなった。98年からの特別減税は定額減税であり、このような定額減税を継続することに対する疑問の声も挙がっていた。

2000年代には税率、所得控除それぞれの面で増税を実施している。図3にあるように、2000年以降は高所得者に対する最高税率の引き上げが行われている。また、2003年の配偶者特別控除(上乘せ分)の廃止や、2004年の老年者控除の廃止(2005年から実施)等、所得控除の見直しにより課税ベースを拡大するとともに、所得税増税が図られた。また、先述のように2006年には特別減税が廃止されている。このように、日本の所得税率は1980年代後半における大幅な最高税率の引き下げに伴う所得税減

図 3. 年別所得階層別の所得税率の推移



出所) 北村・宮崎(2013)の図 2.6.

税, 1990 年代における主に所得控除の拡大と特別減税による所得税減税, 及び 2000 年代における税率引き上げと所得控除縮小による増税として特徴付けすることができる。

3. 分析手法

本研究では 1985 年から 2009 年までの『全国消費実態調査(全消)』の個票データを用いて所得税の再分配の効果を都市と地方別に推計する。まず、『全消』では, 世帯員別の年収が完全には分からないので, 世帯員の属性と年収を一致させられないサンプルは推計から除いた¹⁾。そのようにして求めた世帯主, 配偶者, その他の世帯構成員の収入に基づいて世帯主の所得金額を計算した後, 所得控除額を計算して課税所得を求める²⁾。課税所得に税率をかけることで所得税負担額を算出する。本研究では, 基礎控除, 配偶者控除, 配偶者特別控除, 扶養控除, 勤労学生控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 生命保険料控除などを考慮している。また, 収入には利子, 配当所得も加え, 利子配当所得課税も考慮している。なお, 特別減税が実施されている年には特別減税も計算している。最後に各世帯の収入や税負担等を合計して世帯単位の当初所得等を計算する³⁾。所得は先行研究に準じ, 等価所得を用いる。課税前所得が 0 の世帯を除き, 所得は 1999 年の所得で実質化している。具体的な計算方法は, 付録 A を参照されたい。

次に, 都市部と地方の定義であるが, 本研究では 5 年ごとに実施される国勢調査における都市部の定義を用いている。国勢調査の大都市圏では大都市圏

と都市圏が定義されているが, この 2 つに含まれている場合には都市部と定義し, それ以外を地方部とする。

所得不平等の指標としてジニ係数を用い, 所得再分配機能の大きさは課税前所得のジニ係数から課税後所得のジニ係数を差し引いた Reynolds-Smolensky 指標(RS 指標)で測定する。所得再分配の推計方法としては FIA(fixed income approach)を用いる。この手法では, 所得をある年に固定したまま各年の税制を適用し課税前所得再分配効果がどのように変化するかを見る。所得を固定するため, 所得分布や人口構成, 家族構成などを一定に保ったまま純粋に税制の変化による所得再分配の変化を明らかにできる。ただし, この分析手法では適応する所得分布によって得られる結果が異なる可能性がある。そこで本研究では 1984 年, 1999 年, 2009 年の 3 つの年の所得分布を用いて所得再分配効果を計測する。なお, 本来であれば税制の変更により個人の行動も変化することが予測されるが, FIA ではそうした個人の行動の変化まで分析に含めることはできない。

不平等の地域別分解の手法として, Shorrocks and Wan(2005), Yang(1999)の分析手法を用いる。

$$G^0 = \nu_U^2 \lambda_U G^U + \nu_R^2 \lambda_R G^R + G^B + O^B \quad (1)$$

式(1)が分解方法であるが, ここで G^0 は総ジニ係数, G^U は都市部ジニ係数, G^R は地方部ジニ係数, G^B はセクター間ジニ係数を表している。また, $\nu_U = (n_U/n)$ は都市部における人口割合, $\lambda_U = \mu_U/\mu$ は, 都市部における平均所得の総平均所得に対する割合を示している。なお, ν_R , λ_R は地方部における値である。 O^B は残余项である。

表 1. 1994 年から 2009 年の課税前所得における記述統計量

	1984	1989	1994	1999	2004	2009	成長率, 1984-2009
A. 総計							
中間値	316.6	333.6	342.7	352.3	363.3	372.9	18%
中位数	276.5	289.6	300.0	306.2	310.0	315.8	14%
標準偏差	197.0	223.7	233.8	223.4	247.0	261.4	33%
最小値	0.5	1.8	2.0	0.5	3.5	1.1	107%
最大値	8010.2	11497.3	11960.2	6892.6	8940.0	13776.9	72%
観測数	45899	52756	54182	53467	50611	47084	—
B. 都市部							
中間値	334.7	360.8	362.0	367.1	378.2	387.3	16%
中位数	293.4	311.7	313.8	319.8	323.2	328.3	12%
標準偏差	197.9	233.3	242.1	231.1	263.7	268.4	36%
最小値	1.3	4.1	2.0	1.8	3.5	1.1	-20%
最大値	4578.9	5142.2	10711.6	6892.6	8940.0	7988.5	74%
観測数	19266	21835	23354	23419	21318	20678	—
C. 地方部							
中間値	303.6	314.3	328.1	340.8	352.4	361.6	19%
中位数	264.2	272.7	285.6	294.5	300.5	305.5	16%
標準偏差	195.3	214.5	226.2	216.6	233.5	255.3	31%
最小値	0.5	1.8	3.1	0.5	3.5	1.5	193%
最大値	8010.2	11497.3	11960.2	5520.8	5304.0	13776.9	72%
観測数	26633	30921	30828	30048	29293	26406	—

注) 中間値, 中位数, 最小値, 最大値の単位は 10,000 円である。所得は 1999 年における実質値であり, 平方等価尺度である。

RS 指標は課税前所得と課税後所得のジニ係数の差であることから, 式(1)を用いて分解 RS 指標は以下のように計算できる。

$$RS^O = RS^U + RS^R + RS^B + RS^O$$

$$RS^X = Inequality_{pretax}^X - Inequality_{posttax}^X$$

ここで, RS^O は全体における再分配効果, RS^U は都市部における再分配効果, RS^R は地方部における再分配効果, RS^B はセクター間における再分配効果, RS^O は残余項である。このように, 地域別不平等分解手法を用い, RS 指標を地域別の要因に分解する。

4. データ

表 1 は 1994 年から 2009 年の課税前所得における記述統計量である。パネル B は都市部, パネル C は地方部の値である。観測値の数は合計 54,000 から 47,000 くらいであるが, いずれの年も, 地方部よりも都市部の方が上回っている。平均所得及び中位所得, 双方とも地方よりも都市部で増加率が高い。また, 平均所得と中位所得ともいずれの年においても地方部よりも都市部の方が大きい。

表 2 は 1984 年から 2009 年における課税前所得と

課税後所得に対するジニ係数及びその構成要素である。なお, ここでは FIA は用いていない。地域間の平均所得の違いに依存する部分が大きいが, 表 2 にあるように, 課税前所得と課税後所得双方において地方部よりも都市部においてジニ係数が大きい。また, 課税後所得のジニ係数は都市部, 地方部どちらにおいても, 課税前所得より成長率が高い。なお, セクター間ジニ係数は非常に小さいが, 残余項はかなり大きく, 総ジニ係数の半分以上を占めている。

5. 分析結果

表 3 は, FIA を用いた都市部と地方部における個人所得税の再分配効果である。パネル A は 84 年から 2009 年までの税率を 84 年の所得に適用した場合で, パネル B は 99 年所得に適用した場合, パネル C は 2009 年の所得に適用した場合である。まず, すべてのパネルの結果から分かるように, 再分配効果は地方部よりも都市部で大きい。適用する所得の年にも依存するが, 例えばパネル A における 2009 年税制では都市部における再分配効果は地方部よりも 2.4 倍大きい。なお, 再分配効果の傾向の詳細を

表 2. 1984 年から 2009 年における課税前所得と課税後所得に対するジニ係数及びその構成要素

	1984	1989	1994	1999	2004	2009	成長率, 1984-2009
A. 課税前所得							
総ジニ係数	0.286	0.296	0.298	0.302	0.312	0.316	10%
都市部	0.094	0.096	0.094	0.093	0.101	0.096	2%
地方部	0.051	0.054	0.057	0.059	0.057	0.063	23%
セクター間	7.6E-05	1.0E-04	7.1E-05	5.2E-05	4.8E-05	4.6E-05	-40%
残余項	0.140	0.146	0.147	0.149	0.153	0.156	11%
B. 課税後所得							
総ジニ係数	0.253	0.262	0.261	0.272	0.282	0.287	14%
都市部	0.084	0.087	0.083	0.085	0.093	0.089	5%
地方部	0.045	0.046	0.049	0.053	0.051	0.057	27%
セクター間	7.8E-05	9.7E-05	6.6E-05	4.9E-05	4.3E-05	4.2E-05	-46%
残余項	0.124	0.129	0.129	0.134	0.138	0.142	15%

注) 課税後収入の計算において、国と地方の所得税は考慮しているものの、社会保険は考慮していない。

表 3. FIA を用いた都市部と地方部における個人所得税の再分配効果

	1984	1989	1994	1999	2004	2009	成長率, 1984-1989	成長率, 1994-1999	成長率, 2004-2009	成長率, 1984-2009
A. 84 年から 2009 年までの税率を 84 年所得に適用した場合										
総 RS	0.039	0.037	0.042	0.035	0.031	0.027	-7%	-17%	-14%	-32%
都市部	0.012	0.011	0.013	0.011	0.010	0.010	-12%	-15%	-4%	-18%
地方部	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.004	0%	-20%	-27%	-47%
セクター間	-3.1E-06	2.9E-06	4.4E-06	1.5E-06	2.9E-06	3.0E-06	192%	-66%	4%	196%
残余項	0.019	0.018	0.021	0.017	0.015	0.013	-6%	-18%	-16%	-34%
B. 84 年から 2009 年までの税率を 99 年所得に適用した場合										
総 RS	0.028	0.026	0.033	0.027	0.021	0.023	-7%	-18%	10%	-21%
都市部	0.009	0.008	0.009	0.008	0.006	0.008	-14%	-17%	22%	-11%
地方部	0.005	0.006	0.007	0.006	0.004	0.004	1%	-20%	-6%	-32%
セクター間	1.3E-06	2.8E-06	4.1E-06	2.5E-06	6.8E-07	2.0E-06	114%	-39%	198%	57%
残余項	0.014	0.013	0.017	0.014	0.010	0.011	-6%	-18%	8%	-22%
C. 84 年から 2009 年までの税率を 2009 年所得に適用した場合										
総 RS	0.038	0.042	0.046	0.037	0.034	0.031	10%	-20%	-11%	-19%
都市部	0.013	0.013	0.014	0.012	0.010	0.008	5%	-18%	-13%	-33%
地方部	0.007	0.008	0.009	0.007	0.007	0.007	17%	-22%	-8%	5%
セクター間	6.0E-06	9.1E-06	1.1E-05	7.5E-06	6.4E-06	5.0E-06	51%	-33%	-22%	-17%
残余項	0.019	0.021	0.023	0.019	0.017	0.015	11%	-20%	-11%	-17%

注) “総 RS”は所得税の総再分配効果を表している。“都市部”は都市部における再分配効果，“地方部”は地方における再分配効果である。
“セクター間”は都市部と地方部の間の所得分布の差から生じる再分配効果である。“残余項”はその他の再分配効果である。

見ると、全体として 94 年までは増加していたが、その後 2009 年にかけて大幅に減少している。都市部と地方部においても、94 年までは再分配効果が増加し、その後減少傾向にあることが示されている。なお、表 2 に示されていたように、ここでもセクター間再分配効果は非常に小さく、また、残余項の再分配効果は総再分配効果の半分以上を占めることになるなど、非常に大きい。中国などに比べると日本ではセクター間の再分配効果が非常に小さいが、両

セクターにおける平均所得の差が大きな影響を及ぼすため、日本では中国などに比べると両セクター間の平均的な所得の相違が小さいためと思われる。

都市部では、表 3 の最右列にあるように、再分配効果は 84 年から 2009 年にかけて減少傾向にある。一方地方部では、パネル A と B では再分配効果は減少傾向にあるが、パネル C、つまり 2009 年の所得を適用した場合には若干ながら増加傾向にあるということが示されている。また、用いる所得の年に

表 4. 所得の変化による再分配効果の推移

	1984 年税制	1999 年税制	2009 年税制
A. 1984 年所得			
総 RS	0.039	0.035	0.027
都市部	0.012	0.011	0.010
地方部	0.008	0.007	0.004
B. 1999 年所得			
総 RS	0.028	0.027	0.023
都市部	0.009	0.008	0.008
地方部	0.005	0.006	0.004
C. 2009 年所得			
総 RS	0.038	0.037	0.031
都市部	0.013	0.012	0.008
地方部	0.007	0.007	0.007

注) 標記の定義は表 3 を参照されたい。

よって異なるが、84 年と 99 年所得を用いた場合には、都市部よりも地方部において再分配効果がより大きく減少していることが示されている。

日本では東京大都市圏とそれ以外の地方で経済構造が異なっている可能性があり、また東京の所得水準は他と比べて大きいと思われることから、東京とそれ以外に分けた分析も行った。ただし、紙幅の関係で推計結果の表は載せていない。東京とそれ以外の地域で分類すると、東京都の標本数は毎年大体 2,000~2,700 で、それ以外の地域は 45,000~53,000 程度である。全体として再分配効果が減少傾向にあること、東京都の方がその他の地方よりも再分配効果が大きいこと、東京都とその他地方ともに長期的に再分配効果が減少傾向にあることなど、基本的に表 3 にあるような都市部と地方部における再分配効果の傾向と同様の結果が得られている。ただし、大きな違いは東京都の再分配効果は地方部の再分配効果よりもかなり大きく、一方で地方部の再分配効果はほとんどゼロに近いことである。つまり、所得税による再分配はほとんど東京都で生じており、地方部では再分配が行われていない。この理由は、後述するように、地方部では全体的に所得水準が低く、課税最低限を下回る世帯も多いことであると推測できる。

なお、本研究の関心は、長期にわたる税制の変更が所得再分配に及ぼす影響を考察することであるが、FIA のシミュレーション分析では、税制一定の下で所得の長期的な変化が所得再分配に及ぼす効果についても考察可能である。そこで、表 3 の関係する箇所のみを再掲した表 4 で、所得の変化が所得再分配効果に与える影響を見てみたい。総 RS に注目す

ると、84 年から 2009 年にかけて、税制の変化による影響を上回るほど大きな変化が所得の変化によってもたらされていることがわかる。どの税制でも、2009 年にかけて再分配効果が大きくなっており、近年の所得格差の拡大が再分配効果を高めていると考えられる。都市部と地方部における再分配効果については、どちらでも同じように近年再分配効果が高まっていることが示されている。

次に、なぜ都市部と地方部において再分配とその傾向に差があるのかについて考察したい。まず表 2 に示されているように、地方部は都市部よりも課税前所得の分布が平等である。したがって、所得税による再分配効果が働きにくくなったと考えられる。第 2 に、地方部では平均所得、中位所得とも都市部よりも低いことが挙げられる。一般的に、農漁業従事者は所得捕捉率が低いために平均所得がかなり低く、地方部では農漁業従事者割合が高いことが平均所得が低い理由の一つであると思われる。そのため、課税最低限が高い日本の所得税においては、地方部で特に累進構造による所得再分配効果が働きにくくなったと考えられる⁴⁾。

6. 結論

日本では、80 年代後半の抜本的税制改革をはじめ、2000 年代まで多くの所得税改革が行われてきた。80 年代後半には最高税率の引き上げ等による所得税と控除拡大による所得税減税が行われ、90 年代には主に所得控除等の拡大による所得税減税が実施され、2000 年代には税收徴収能力の回復に向けた税率引き上げや控除縮小による所得税増税が実施されてきた。このような所得税改革により所得税の再分配効果が損なわれてきていることが多くの研究で明らかになってきているが、これまでこうした所得税の再分配効果が都市部と地方部においてどのように異なるのかについては研究されてこなかった。

本研究では 1984 年から 2009 年までの『全国消費実態調査』の個票データを用い、所得税改革が都市部と地方部の所得税再分配効果にどのような影響をもたらしたのかについて分析した。分析手法は (Kasten *et al.* 1994) で用いられている FIA (fixed income approach) である。この分析手法は、推計に用いる所得をある年に固定することにより、景気変動や、所得分布の変更、人口構成の変化などの影響を取り除いた所得税制の変更による再分配効果の変化を明らかにすることができる。また、地域別の所

得再分配効果を分析するため、Yang(1999)による分解不平等指標を用いる。

推計の結果、次のことが明らかとなった。第1に、都市部は地方部よりも課税前所得、課税後所得双方において、より不平等であることが分かった。しかし、基本的には地方部における不平等の急速な拡大により、この不平等は小さくなっている。第2に、所得税の再分配効果は地方部よりも都市部において大きい。第3に、1984年から2009年にかけて都市部において再分配効果は減少している。一方で、地方部における再分配効果については適用する所得によって結果が異なっている。

最後に今後の課題として、なぜ都市部と地方部において再分配効果に違いがあるのかを明らかにすることを挙げておきたい。本文の中でも若干触れているが、家族構成や所得の源泉の違い等が所得税再分配効果の相違として現れる可能性が考えられる。また、移住が再分配効果に影響を与える可能性があるが、本研究で用いたミクロデータでは過去の居住地などの情報がなく、移住を考慮した分析は難しい。これらは今後の研究課題である。

(九州大学経済学府経済学研究院)

付録 A

1999年を例とした、所得税・住民税の計算方法は次の通りである。最初に、給与所得控除、公的年金控除、青色申告特別控除を計算して総所得金額を求める。事業所得には青色申告特別控除のイ(不動産所得又は事業所得を生ずる事業を営み、正規の簿記の原則により記帳している者が対象)が適用されているとする。内職収入はすべて事業所得と仮定し、内職の家内労働所得の必要経費の特例は反映していない。なお、『全消』の事業収入は経費を控除した額だが、不動産所得(「家賃・地代」で定義)の必要経費は特に控除されていない。

次に、所得控除等を計算して、総所得金額から課税所得を求め、課税所得に累進税率を適用して税額を計算する。所得控除のうち小規模企業共済等掛金控除、障害者、寡婦、寡夫、寄付金控除は考慮していない。世帯主と配偶者以外の世帯員が扶養なのか分からない場合があるが、『全消』では世帯員は一緒に住んでいる者のみなので、所得が基準以下の親族なら扶養とする。世帯主の扶養親族を対象とし、同居人は扶養親族には含めない。そのため、2世帯同居でそれぞれが独立した世帯の場合には、『全消』

において世帯主とされている世帯のみサンプルに含まれる。『全消』の社会保険料支払い(3か月分)×4を、社会保険料控除額とする。なお、世帯主が配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を適用され、各世帯員の社会保険料支払額は、「世帯内における収入のシェア×(世帯の)社会保険料支払額」で計算する。

次に個人住民税を計算するが、住民税は前年の所得に課税されるため、次年度の制度が適用されるとする。均等割は市町村規模によって異なるが、すべての市町村で人口5-50万人未満の金額が適用されるとする。所得税額と住民税額の合計から所得税を計算する。

注

謝辞 本稿の作成にあたって、白井恵美子氏(一橋大学)、一橋大学定例研究会と2017年度研究集会「ミクロデータから見た我が国の社会・経済の実像」の参加者から非常に有益なコメントを頂いた。本研究は一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の助成を受けたものである。また、本研究は総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を用いて行った。記して感謝したい。

1) 元の標本には、基本的には調査対象となったすべての単身世帯、2人以上世帯が含まれているが、分析ではすべての世帯員の属性と年収が一致する世帯のみをサンプルとしている。『全消』では世帯員の年間収入について、世帯主の収入、配偶者の収入、他の世帯員(65歳以上)、他の世帯員(65歳未満)にしか分類されていないため、世帯員の属性と年収を完全に一致させることができないケースがある。本研究では、単身世帯、世帯主と配偶者しかいない世帯、他の世帯員(65歳以上)或いは他の世帯員(65歳未満)が1人しかない世帯では属性と年収を完全に一致させることができるため、分析に含めている。また、なるべく脱落する世帯を少なくするため、他の世帯員(65歳以上)或いは(65歳未満)の中で就業者が1人の世帯をサンプルに含めるほか、就業者が2人以上のときには、常用労務作業者、臨時および日雇労務作業者、民間職員、官公職員、商人及び職人が1人のときにはその者が給与収入を得ている、個人経営者、法人経営者、自由業者が1人のときにはその者が農林漁業以外の事業収入を得ている、農林漁業従事者が1人のときにはその者が農林漁業収入を得ている、パートが一人のときにはその者が内職収入を得ているとし、これらの世帯もサンプルに含めている。そのため、除外されたサンプルは、同じ収入属性に他の世帯員(65歳以上)或いは(65歳未満)が2人以上いる場合であり、65歳未満或いは65歳以上の会社員が2人以上いる世帯や、65歳未満或いは65歳以上の自営業者が2人以上いる世帯などが分析から除かれる。

そのため、2(3)世代同居をしており、世帯主とならない夫婦が共働きの場合にはサンプルから除かれることが多いと思われる。近年、2,3世代同居世帯は減少していることから、最近のサンプルほどこうした世帯が除外される可能性が小さくなっている。一方で、近年の共働き世帯の増加傾向から、世帯主とならない夫婦が共働きのケースが増えている可能性もある。したがって、年によって除外されるサンプルの数が異なる可能性に留意が必要である。

2) 本研究では家計上の主たる収入を得ている世帯員を世帯主と定義している。しかし、実際の所得税計算の際には、2世代同居している場合に、主たる収入を得ていない世帯を世帯主と定めている可能性がある。データの制約から、本研究ではこうしたケースを正確に把握できていない可能性がある。

3) 近年核家族化や少子高齢化が進み、世帯員の数が減少傾向にある。そのため、控除の計算が比較的簡単になっており、『全消』から各世帯員の所得税を算出する際にも正確性が向上していると思われる。

4) 80年代から2000年代後半にかけて、農業従事者がサラリーマン化しているほか、農業従事者自体が減少していたため、農業従事者割合の減少が分析に影響を及ぼす可能性がある。実際、本研究で用いた標本では84年に農業従事者割合が11.2%だったのが、2009年には4%に大きく減少している。なお、農業従事者の平均所得は、84年には他の産業の平均所得の84%であったものが2009年には92%であり、農業従事者の所得水準は低いが、近年その差は縮小する傾向にあることがわかる。

参考文献

- 北村行伸・宮崎毅(2013)『税制改革のミクロ実証分析 家計経済からみた所得税・消費税』(一橋大学経済研究叢書61), 岩波書店。
- 南亮進(1996)『日本の経済発展と所得分布』岩波書店。
- 溝口敏行・寺崎康博(1995)「家計の所得分布変動の経済・社会および産業構造的要因——日本の経験——」『経済研究』第46巻第1号, pp.59-77。
- 橋本俊昭(2006)『経済社会：何が問題なのか』岩波書店。
- Azzoni, Carlos R. (2001) "Economic Growth and Regional Income Inequality in Brazil," *Annals of Regional Science*, Vol. 35, No. 1, pp. 133-152.
- Chen, Jian, and Belton M. Fleisher (1996) "Regional Income Inequality and Economic Growth in China," *Journal of Comparative Economics*, Vol. 22, No. 2, pp. 141-164.
- Cheng, Yuk Shing, and Sung ko Li (2006) "Income Inequality and Efficiency: A Decomposition Approach and Applications to China," *Economics Letters*, Vol. 91, No. 1, pp. 8-14.
- Gustafsson, Björn, and Li Shi (2002) "Income Inequality within and across Counties in Rural China 1988 and 1995," *Journal of Development Economics*, Vol. 69, No. 1, pp. 179-204.
- Jian, Tianlun, Jeffrey D. Sachs, and Andrew M. Warner (1996) "Trends in Regional Inequality in China," *China Economic Review*, Vol. 7, No. 1, pp. 1-21.
- Kasten, R., Sammartino, F., and Toder, E. (1994) "Trends in Federal Tax Progressivity: 1980-93," in: Slemrod, J. (Ed.), *Tax Progressivity and Income Inequality*, Cambridge University Press, Cambridge, UK.
- Kristjánsson, A.S. (2013) Redistributive Effects in a Dual Income Tax System, *FinanzArchiv*, Vol. 69, No. 2, 148-166.
- Miyazaki, T. and Y. Kitamura (2016) "Decomposition of Redistributive Effects of Japanese Personal Income Tax, 1984-2009," *FinanzArchiv*, Vol. 73, No. 3, pp. 334-368.
- Onrubia, J., F. Picos-Sanchez, M. C. Rodado (2014) "Rethinking the Pfahler-Lambert Decomposition to Analyse Real-World Personal Income Taxes," *International Tax and Public Finance*, Vol. 21, No. 4, pp. 796-812.
- Pedroni, Peter, and James Yudong Yao (2006) "Regional Income Divergence in China," *Journal of Asian Economics*, Vol. 17, No. 2, pp. 294-315.
- Sahn, D. E. (2004) "Urban-Rural Inequality in Living Standards in Africa," *Journal of African Economics*, Vol. 12, No. 4, pp. 564-597.
- Sahn, David E. and Stifel, David C. (2004) "Urban-Rural Inequality in Living Standards in Africa," WIDER Research Paper No. 2004/4.
- Shorrocks, Anthony, and Guanghua Wan (2005) "Spatial Decomposition of Inequality," *Journal of Economic Geography*, Vol. 5, No. 1, pp. 59-81.
- Yang, Dennis Tao, and Hao Zhou (1999) "Rural-urban Disparity and Sectoral Labour Allocation in China," *Journal of Development Studies*, Vol. 35, No. 3, pp. 105-133.
- Yang, Dennis Tao (1999) "Urban-Biased Policies and Rising Income Inequality in China," *American Economic Review*, Vol. 89, No. 2, pp. 306-310.
- Verbist, G. and F. Figari (2014) "The Redistributive Effect and Progressivity of Taxes Revisited: An International Comparison across the European Union," *FinanzArchiv*, Vol. 70, No. 3, pp. 405-429.
- Wagstaff, A., and E. van Doorslaer (2001) "What Makes the Personal Income Tax progressive? A Comparative Analysis for Fifteen OECD Countries," *International Tax and Public Finance*, Vol. 8, No. 3, pp. 299-316.
- Wagstaff, A., van Doorslaer, E., Van Der Burg, H., Calonge, S., Christiansen, T., Citoni, G. et al. (1999) "Redistributive Effect, Progressivity and Differential Tax Treatment: Personal Income Taxes in Twelve OECD Countries," *Journal of Public Economics*, Vol. 72, No. 1, pp. 73-98.